

議員提出議案第1号

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月18日

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 鈴木太雄

和歌山県議会議長 岸本 健 様

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産、育児、介護</u> <u>その他のやむを得ない事由のため出席できない</u> <u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで</u> <u>に議長に届け出なければならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため</u> <u>出席できないときは、当該出産の予定日の6週間</u> <u>(多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 前の</u> <u>日から当該出産の予定日(議員が出産したとき</u> <u>は、当該出産の日)後8週間を経過する日までの</u> <u>範囲内で、出席できない期間を明らかにして</u> <u>、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>	<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u> <u>のため出席できないときは、その理由を付け、</u> <u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理由)

議員が出産の前後の特定の期間において議会に出席できない期間をあらかじめ届け出ることができるようにするとともに、所要の改正を行うため、この規則案を提出するものであります。